

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ
議員名 原田孝司

【令和5年 4月分】

目	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使途項目別)										領収書 番号	備考			
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他		
10	デジタル出版物(朝日新聞デジタル)購入		500	△ 500							500						401		
12	レンタルサーバー年間使用料		20,020	△ 20,520						20,020							402		
13	事務所電気代		2,759	△ 23,279								2,759					403		
17	概算委託料	200,000	0	176,721															
17	事務所新聞代(今日新聞)		14,400	162,321							14,400						404		
17	プリンターインク代		5,804	156,517									5,804				405		
20	事務所固定電話使用料		2,392	154,125									2,392				406		
21	議会報告2023年春号発送代		4,244	149,881						4,244							407		
24	事務所駐車場代(1年分)		24,000	125,881								24,000					408		
24	事務所新聞代(朝日新聞)		47,500	78,381							47,500						409		
24	プリンターインク代		3,291	75,090									3,291				410		
25	事務所家賃・水道代		23,660	51,430								23,660					411		
25	文具代(クリアファイル)		413	51,017									413				412		
25	携帯電話使用料		3,554	47,463									3,554				413		
25	モバイルWi-Fiルーター使用料		2,894	44,569									2,894				414		
26	2023年度自治研センター会費		10,000	34,569							10,000						415		
27	議会報告2023年春号発送代		149,850	△ 115,281						149,850							416		
27	インターネット使用料		2,090	△ 117,371									2,090				417		
			0	△ 117,371															
			0	△ 117,371															
			0	△ 117,371															
	月計	200,000	317,371	△ 117,371	0	0	0	0	0	174,114	0	0	0	0	72,400	50,419	20,438	0	0

整理番号 402

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
お取引の詳細は下記のとおりでございます。

お取引年月日	お取引店	機番	通簿番号
05-04-12	0058	イ	0092
お取引種別	お取引店	口座番号	
お引出し	お取引金額		
	¥39,600		
ページ	ご説明コード	お取引金額	
手数料	¥440	時刻	11:43
ご案内			
振込依頼内容			
受取人 カ)フログアウト様			
依頼人 ハラタ タカシ様			
TEL			

事業名、用途及び内容等

レンタルサーバー年間使用料
(令和5年4月22日~令和6年4月21日)

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (20,020 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 403

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

D05-04-13

5,519 デラダチノコウ047



電気料金ご入金実績

Web発行

2023年 5月 1日発行

ご入金実績は以下のとおりです。

ハラダ タカシ様

(お客さま番号 50-500-000-01-8972735-31)

2023年 4月分 (入金日 4月13日)

領収金額	5,519円	(うち消費税等相当額 50円)
------	--------	-----------------

領収金額には以下を含みます。

燃料費等調整額	-1,260円
再エネ賦課金	839円
口座振替割引額	-55円

(ご使用期間) 3月 1日～ 4月 2日

(ご使用量) 249kWh

(金融機関)

** *****

<印刷してご利用されるお客さまへ>

領収内容を証明するという点では、従来の領収証と代わりません。
 なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって要件を満たさない場合もございますので、予めご確認いただきますようお願い致します。
 ※領収データを画面表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、印刷履歴文書には該当しません。

小売電気事業者登録番号A0275
九州電力株式会社
 (〒成地：福岡市中央区港道2丁目1-82)

事業名、用途及び内容等

事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,759 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 404

領収書その他の証拠書類の添付欄

今日新聞 購読料領収証		令和5年4月17日
ご芳名		R5/4 ~ R6/3月
<u>原田たかし事務所</u>		料金14400円也
		(含む消費税)
ご住所		上記の金額等に領収致しました。
別府市野口元町8-27 TEL 24-5171 今日新聞社		

事業名、使途及び内容等

事務所新聞代(今日新聞)
令和5年4月~令和6年3月までの1年間分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

領収書等の添付様式

整理番号 406

領収書その他の証拠書類の添付欄

005-04-20

4,785 N/T/T電話



事業名、用途及び内容等

事務所固定電話使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,392 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 407

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書		
原田 孝 様		
[証紙引受]	60枚	
ゆうパック 637495171681 〒874-8799		¥810
割引 (内訳) 持込		-¥180
①120		-¥120
同一あて先	⑥60	-¥60
小計		¥630
ゆうパック 637495171692 〒874-0840	60枚	¥810
割引 (内訳) 持込		-¥180
①120		-¥120
同一あて先	⑥60	-¥60
小計		¥630
第一種定形 ⑥94	1通	25.5g ¥94
小計		¥94
第一種定形外(規格内) ②250	1通	173.0g ¥250
小計		¥250
[販売] レターバックライト (370円)	8枚	¥2,960
小計		¥2,960
郵便物引受合計通数	2通	
ゆうパック引受合計個数	2個	
課税計 (10%)		¥1,604
(内消費税等)		¥145
非課税計		¥2,960
合計		¥4,564
口計		¥10,000
お預り金額		¥5,436

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2023年 4月21日 16:13
 発行No. 23042176412 端N84箱01
 連絡先: 別府荘園郵便局
 TEL: 0977-22-4968

事業名、使途及び内容等

議会報告 2023年春号 送代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{93}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (4,244 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 408

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原田 たくし 事務所 殿

収 入

印 紙

金 額						円
			¥	4	8	000

但し R5.5月分~R6.4月分 駐車場料

上記金額正に領収致しました

5 年 4 月 24 日

現 金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input type="checkbox"/>
約 手	<input type="checkbox"/>

泉都土地建物株式会社

〒874 大分県別府市荘園町三組の三
 -0838 電話 (代) ② 0 2 9 2 番
 FAX ② 0 2 9 3 番



事業名、用途及び内容等

事務所駐車場代(2023年5月~2024年4月の1年分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (24,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

409

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原 田 孝 司

様

No. _____

金額

¥ 47500

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

但 新聞代金 (2023/4 ~ 2024/3)

2023年4月24日 上記正に領収いたしました

〒874-0910 別府市石垣西4-5-31

(株) 古城新聞店

TEL0977(21)3468 FAX0977(25)9149

登録番号

収入印紙

GA1521

事業名、使途及び内容等

事務所新聞代 (朝日新聞)

令和5年4月 ~ 令和6年3月までの1年間分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号	410	領収書等の添付様式
------	-----	------------------

領収書その他の証拠書類の添付欄	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>発行日: 2023年04月24日</p> <p style="text-align: right; font-weight: bold;">領収書</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em;">原田 孝司</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">¥6,583 (内消費税 ¥98)</p> <p>但し <u>入金</u> 代として。</p> <p>支払内訳 現金 ¥6,583 10%対象 ¥6,583(内消費税 ¥98)</p> <p style="font-size: 0.8em;">株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町1-1 登録番号: T2070001036729</p> <p style="font-size: 0.7em;">※印刷面を内側に折って保管願います。</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>管理No. 0321-406-006850</p> <p>伝票No. 0321-406-148661</p> <p style="font-size: 0.8em;">410035101036729 1036729 197X 1036729 583 00300 277 08</p> <p style="font-size: 0.7em;">税務署承認済印紙 印紙額半書式 付戻し 認 認 認 認 認 認 認</p> <p style="font-size: 0.7em;">410035101036729 1036729 197X 1036729 583 00300 277 08</p> <p style="font-size: 0.7em;">原田孝司(583) 印 0306817(1) 印 〒341-0201 群馬県高崎市栄町1-1 ヤマダデンキ</p> <p style="font-size: 0.6em;">ネット印刷済印紙</p> </div> </div>
-----------------	---

事業名、使途及び内容等	
-------------	--

	<p style="font-size: 1.5em;">プリンターインク代</p>
--	--

あん分による充当の場合	<p>あん分の率 ($\frac{1}{2}$)</p> <p>あん分による政務活動費の充当額 (3,291 円)</p>
-------------	---

一部のみ打切り充当した場合	<p>政務活動費充当額 (円)</p>
---------------	----------------------

領収書等の添付様式

整理番号 411

領収書その他の証拠書類の添付欄

① 05-04-25: 200 *47,100円(税込) 住信+95円
 ② 05-04-25: 200 *220定額振込手数料:



事業名、使途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (23,660 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

令和元年9月2日

原田 孝司 殿

別府市荘園3-2
泉都土地建物株式会社
TEL (22) 0292

賃料通知書

拝啓、時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、早速ですが令和元年10月1日から消費税の引き上げにより、
税率が10%になります。そのため貸家料金は、令和元年10月より
下記の通りに改定させていただきますので、何卒ご了承下さいませ。

なお、定額自動送金を御利用中のお客様は、変更手続きが必要となり
ます。お手数をおかけしますが、10月の引き落としに間に合うよう
各銀行窓口でお手続きの程宜しくお願い致します。

敬具

記

家賃	41,000 円	消費税 (10%)	4,100 円
水道料	2,000 円	-	- 円
(小計)	43,000 円	(小計)	4,100 円

合計 47,100 円

※令和元年10月1日以降の入金から変更になります。

振込先

泉都土地建物(株)

建物賃貸借契約書

(事務所用)

物件名 泉都土地建物 (株) 貸店舗

平成 27 年 7 月 27 日

賃貸人 泉都土地建物株式会社 殿

賃借人 原田 孝司 殿



社団
法人

大分県宅地建物取引業協会
((社)大分県宅地建物取引業協会会員専用)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 泉都土地建物株式会社 (以下「甲」という。)と借主 原田孝司 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	泉都土地建物貸店舗			1 階 号室
	所 在 地	(住居表示) 別府市荘園3-2			
		(登記簿) 別府市大字南石垣鶴見原1518-14			
	構 造	<input type="checkbox"/> 木造・ <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造・ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造・ <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造・ <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造・その他() <input checked="" type="checkbox"/> 瓦葺・ <input type="checkbox"/> スレート葺・ <input type="checkbox"/> 亜鉛メッキ鋼板葺・ <input type="checkbox"/> セメント瓦葺・ <input type="checkbox"/> 陸屋根・その他()/ (1)階建/全(3)戸			
種 類	貸し事務所	新築年月	s 1 5	年 4 月	
面 積	約 3 8 m ²				
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

一般事務所としての使用

頭書(3) 契約期間

H 2 7 年 8 月 1 日 から H 2 8 年 7 月 3 1 日まで (1 年間)	
目的物件の引渡し時期	H 2 7 年 8 月 1 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 44,280 円 (内消費税等 3,280 円)	管理・ 共益費	月額 - 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	円
敷 金	123,000円 (賃料 3 ヶ月)	水道料	2,000円	附 属 施設料	月額- 円 (内消費税等 円)
保証金	46,280円 (賃料 1 ヶ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	2 本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月月末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	原田孝司	
	(自宅)TEL	[REDACTED]	
	(勤務先)TEL	097-506-5088	(会社名・部署名) 大分県議会 県民庁
	(携帯)TEL	[REDACTED]	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	泉都土地建物(株)
	住所	別府市荘園3-2

管理業者	商号又は名称		
所在地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	ジェイリース
		主たる事務所所在地	大分市

頭書(8) 更新に関する事項

1年契約自動更新

頭書(9) 特約事項

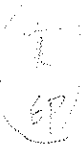
<ul style="list-style-type: none"> ・貸店舗内備付ブラインド、換気扇等の維持費はお客様負担となります。 ・敷金は畳表替え、室内メンテナンス料金等差し引いてご返却します。 ・壁面一体型鏡は高価です。破損しない様お願いします。破損された場合、修理対象となります。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

27年7月27日



甲・貸主	氏名 泉都土地建物(株)	TEL 22-0292
	住所 別府市荘園3-2	
乙・借主	氏名 原田孝司	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	



	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名 泉都土地建物(株)	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
	免許証番号 大臣(12)第325号	免許証番号 大臣()第 号
	免許年月日 平成23年4月25日	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名 [REDACTED]	氏名
	登録番号 [REDACTED]	登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL

※図は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、~~第1項の保証金より償却費として解約時賃料の~~ 1ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、~~第1項の保証金より償却費として解約時賃料の~~ 賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しな

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく、~~書(2)の事業内容を変更してはならない。~~
- 4 ~~前3項の場合で甲の承諾を得るとして賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。~~
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、~~に供してはならない。~~
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別精算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

らない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(2)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地震、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

重要事項説明書 [建物賃借用]

平成 27 年 7 月 日

原 田 様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の□欄に☑印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☑印のない□欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	別府市荘園 3-2	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	泉都土地建物 (株)	商号又は名称
	代表者の氏名	石坂太郎	代表者の氏名
	免許証番号	(12) 第 325号	免許証番号
免許年月日	平成23年4月25日	免許年月日	
説 明 を す る 宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	●	氏 名
	登録番号	●	登録番号
	業務に従事する 事務所名	泉都土地建物 (株)	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	別府市荘園 3-2	事務所所在地 TEL
取引 態様			
供 託 所 等 に 関 する 説 明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地		
	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号		
	所属地方本部の名称及び所在地		
	※「公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照		
	弁済業務保証金の供託所及び所在地		
東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号			

貸主の住所・氏名

泉都土地建物 (株)

TEL

建物の表示

名 称	泉都土地建物貸店舗		1階	号室
所 在 地	(住居表示) 別府市荘園3-2 (登記簿) 別府市大字南石垣鶴見原1518-14			
構 造	木造/瓦ぶき/1階建			
種 類	<input type="checkbox"/> マンション・ <input type="checkbox"/> アパート・ <input checked="" type="checkbox"/> 戸建・ <input type="checkbox"/> ()		新築年月	昭和 15年4月
床 面 積	38m ² (登記簿面積 m ²)	備考		

対象となる建物に直接関係する事項

登記記録に記録された事項等(平成 年 月 日現在) 詳細は別添の登記事項証明書(登記簿謄本)等参照。

権利部 (甲区)	名 義 人	住 所	別府市荘園3-2
	氏 名	泉都土地建物株式会社	
	所有権にかかる権利に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/>	
権利部 (乙区)	所有権以外の権利に関する事項 (<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 質借権 <input type="checkbox"/>	
登記名義人と貸主が <input checked="" type="checkbox"/> 同じ・ <input type="checkbox"/> 異なる→理由： <input type="checkbox"/> 転貸借・ <input type="checkbox"/> 相続・ <input type="checkbox"/>			
備 考			

2 法令に基づく制限の概要

法 令 名	
制 限	
制 限 の 内 容	

住宅、店舗、事務所、倉庫その他用途によって別に法令の制限を受けることがあります。その場合は、具体的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

3 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	造成宅地防災区域： <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内→説明
----------	--

4 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域： <input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明
-------------	---

5 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域： <input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明
-----------------	---

6 建物建築の工事完了時における形状・構造等（未完成物件のとき）

本物件は未完成物件に 該当します。（※資料にて完成時の形状を説明します。） 該当しません。

7 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果の記録の有無	石綿使用調査の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有	【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせております。 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理業者（ ） <input type="checkbox"/> 管理組合（区分所有建物の場合） <input type="checkbox"/> 施工会社（ ）
	【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】 ・石綿使用調査結果の記録（調査年月日 年 月 日） ・調査の実施機関_____ ・調査の範囲_____ ・石綿使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （石綿の使用が有る場合） ・石綿が使用されている箇所 _____
備考	

8 建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の有無	耐震診断の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせております。 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理業者（ ） <input type="checkbox"/> 管理組合（区分所有建物の場合）
	【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】 <input type="checkbox"/> 地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し <input type="checkbox"/> 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し（含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの） <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
備考	

※当該建物の建築確認通知書（確認済証）又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。建築確認通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。

- ・居住の用に供される建物（区分所有建物を除く）の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
- ・事業の用に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

9 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

①	飲用水	公営 / [メーター] 割当 2000 円/月
②	電気	九州電力 / [容量] 20アンペア / [メーター] 専用
③	ガス	プロパン (個別) ダイプロガス 22-5375 / [メーター] 専用
④	排水	公共下水
	備考	

建物の設備の整備の状況 (完成物件のとき)

①	台所	有 (専用)
②	トイレ	専用 / 水洗 / [ユニットバスの場合]
③	浴室	無 /
④	シャワー	無 / [設置場所]
⑤	洗面所	有 / [ユニットバスの場合]
⑥	給湯	有 (使用可) / [設置場所] 台所 / ガス使用
⑦	コンロ	無 / ガス
⑧	エアコン	無 (設置可) / 冷暖房 台 (使用) / 冷房 台 (使用) / 暖房 台 (使用)
⑨	照明器具	有 / 台所・トイレ・洗面所・
⑩	電話設置	可 / ケ所
⑪	火災警報器	無 / ケ所
⑫	共聴設備	[TVアンテナ] 無 () / 地上デジタル対応 無 / [その他の設備]
⑬	エレベーター	無 / 基
⑭	駐車場	無 / 空: / 月額 _____ 円 (内消費税等相当額 _____ 円)
⑮	駐輪場	無 / 空: / 月額 _____ 円 (内消費税等相当額 _____ 円)
⑯	専用庭	無 / 月額 _____ 円 (内消費税等相当額 _____ 円)
	換気扇	
	ブラインドカーテン	
	備考	

(注) 消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

II 取引条件に関する事項

1 借賃・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

賃料	月額 46,280円 (内消費税等相当額 3,280円)	管理費 (共益費)	月額 (内消費税等相当額)	円	支払い時期・方法	毎月末日までに翌月分を <input type="checkbox"/> 持参 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座引落
敷金	123,000円	火災 保険料	(内消費税等相当額)	円	ジェイリース	46,280円 (内消費税等相当額 3,280円)
備考						

2 借家の解約に関する事項

借主は、借料を(2)ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除されることとなります。

借主は、貸主に対して少なくとも(3)ヵ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。

借主が、別添契約書第(11)条に違反したとき、契約を解除されることがあります。

※定期借家契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」とおります。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定め 無・有()

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか 講じません・講じます。(保全措置を行う機関:)

5 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種類	一般借家契約
期間	平成27年8月1日 から 平成28年7月31日まで(1年間)
更新	<input checked="" type="checkbox"/> 一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません)。 <input type="checkbox"/> 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します。(合意により再契約することはできません)。 <input type="checkbox"/>
備考	

6 定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	
契約の方式	公正証書に: <input type="checkbox"/> しません・ <input type="checkbox"/> します。→公正証書の費用負担:
契約の内容	<input type="checkbox"/> 本件建物について借地借家法(以下「法」という)第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、平成 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。 <input type="checkbox"/> 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。
備考	[中途解約について] <input type="checkbox"/> 中途解約権の内容については、契約書(案)のとおりです。 <input type="checkbox"/> 本契約は、床面積200㎡未満の居住用目的であるため、借主において、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは解約の申入れをすることができます。この場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から1ヵ月を経過することによって終了します。

7 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	事務所専用 ()
利用の制限	<input checked="" type="checkbox"/> ペットの飼育 (不可) <input checked="" type="checkbox"/> ピアノの使用 (不可) <input type="checkbox"/> その他 ()

8 敷金等の清算に関する事項

敷金は畳表替え、室内メンテナンス料金を差し引いてご返却します。

9 管理の委託先

氏名(商号又は名称)	泉都土地建物(株)	TEL
住所(主たる事務所の所在地)		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会 会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載。	
管理担当者	氏名 ※(一社)賃貸不動産経営管理士協議会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載。	賃貸不動産経営管理士登録番号 ()
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」 による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣 () 第	号

10 建物敷地が借地の場合 (該当する・しない)

借地権の種類	期限	平成	年	月	日迄	内容	賃貸借契約書参照
備考							

III その他の事項

1 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 1. 賃貸借契約書 (案)	<input type="checkbox"/> 3.
<input type="checkbox"/> 2.	<input type="checkbox"/> 4.

2 その他

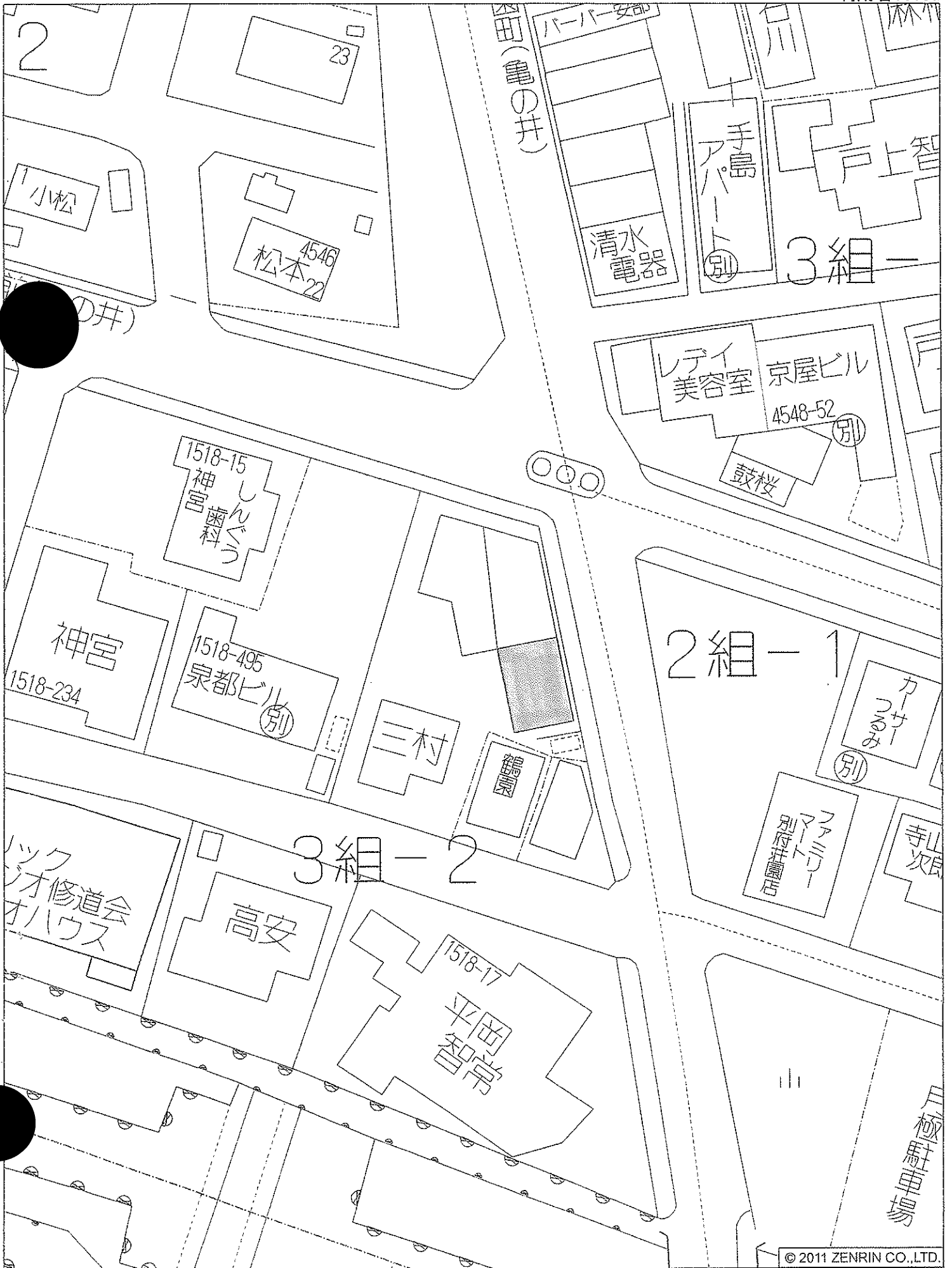
頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

平成 27年 7月 27日

借主 (住所)

(氏名)

原田孝司



お 願 い

入居者の方へ

- ① 本契約書に記載されておりますように借主としての義務と責任は大きなものです。契約されるについては本契約書を通読の上、各条項の意味するところを十分ご理解下さい。
- なお、家賃を滞納したり、貸主の承諾を必要とする事項や禁止事項（第10条 禁止又は制限される行為）等に違反した場合は「契約解除」の原因となりますので特にご注意下さい。
- ② 入居14日以内に、本物件の水まわり、電気関係、ガス関係、居室関係等の点検を行って下さい。万一、不具合を発見したときは、貸主、管理業者または媒介業者にお知らせ下さい。
- この点検は、退去時の損壊・損傷状況を確認する際の基礎資料となり本契約第17条（建物の明渡し）及び第18条（明渡し時の修繕）と関係してきますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

連帯保証人の方へ

連帯保証人は法律及び本契約書において借主（主たる債務者）の債務に対し、連帯してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる金銭的なものだけでなく契約に基づくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、借主が期間中に行った（更新の場合を含む）行為についても、連帯責任があります。

解約予告（明渡し予告）

解約予告は少なくとも30日前にお願いします。

解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の入居者を募集いたします。その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内するということもあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

退去時（引越しにともなう建物明渡し）

お預かりしております敷金の精算については「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算の領収書」を持参された後に開始いたします。

引越しにともなう建物の明渡しにおいては、入居時に持ち込まれたもの（家財・物品等）をすべて搬出するとともに、建物内外のゴミの後片付け等をきちんとすませて下さい。

以上が行われていない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意ください。

鍵の受け渡し	合計	本	No.	No.
			No.	No.

[注意事項]

1. ゴミは指定日に指定の場所へお出し下さい。
- | | | | |
|------------------|-------|-------------|-------|
| 可燃物 | | 不燃物 | |
| 古紙・布類 | | 缶・ビン・ペットボトル | |
| 大型多量ゴミについての問い合わせ | | | |
2. 電気、水道、ガス等に関するお問い合わせ（引越し時の精算等）は下記へ。
- | | | | |
|----------|-------|-----|-----|
| 電気……九州電力 | | 営業所 | TEL |
| 水道……水道局 | | 営業所 | TEL |
| ガス…… | | | TEL |
| | | | TEL |
| | | | TEL |

自動車駐車場賃貸契約書

（以下甲という）と原田たかし事務所（以下乙という）との間に自動車駐車場（以下駐車場という）の使用について次の通り契約を締結する。
甲は泉都土地建物株式会社（以下（丙）管理者という）に本件駐車場賃貸借契約に関する全ての権限を委託する。

- 第 1 条 乙は本件駐車場を第 3 者に対して使用する権利を譲渡してはならない。
第 2 条 乙の駐車し得る自動車は道路交通施行令、同規則による普通自動車（軽四輪を含む）とする。
第 3 条 本契約による使用期間は少なくとも 6 ヶ月間以上とする。
使用期間 令和 3 年 / 月 / 日から令和 3 年 12 月 31 日までとする。
相手方に 1 ヶ月前までに解約の意思表示が無い時はさらに同一条件で 1 年間契約が更新される。以降も同様とする。
第 4 条 乙が 6 ヶ月未満で解約する場合、乙は 6 ヶ月に満たない期間分の駐車料金を甲に対し支払わなければならない。
又保証金は返還しないものとする。
第 5 条 乙が 6 ヶ月を過ぎて解約する場合、解約をしようとする日の 1 ヶ月前迄に甲に対し通告しなければならない。
通告期間が 1 ヶ月未満の場合は、保証金の返還はしないものとする。尚、解約日が月の中途であってもその当月分の駐車料金を全額甲に支払うものとし日割計算はしないものとする。
第 6 条 駐車料金は 1 ヶ月 1 車両 4,000 円也と定め、乙は毎月 5 日迄にその月分の駐車料金を泉都土地建物㈱の預金口座（ ）に振り込むものとする。
尚、契約日の属する月が 1 ヶ月に満たない時は駐車料金を日割り計算とする。但し、駐車料金は諸物価の変動に依り、改定をすることができる。乙は駐車料金の支払いを怠ったときは甲に対し、日歩 3 銭の割合で延滞損害金を支払わなければならない。
第 7 条 乙はその責任に於いて自動車を駐車するものとし、甲は自動車の盗難、損傷、駐車場よりの転落等による一切の損害についてはどのような責任も負わないものとする。
第 8 条 乙は本件駐車場に一切の造作加工をしてはならない。
又自動車用品、タイヤ、ホイール、荷物、ゴミ、倉庫等も置いてはならない。
第 9 条 乙は本件駐車場敷地内の他の駐車車両の駐車の妨げになる一切の行為をしてはならない。
第 10 条 乙は甲が一時暫定的に駐車場を設置したものであることを了承し、甲と乙の契約は甲が何時でも書面に依る解約の通知をすることにより直ちに本契約は終了するものとする。
第 11 条 乙が次の各号に該当したときは、甲は何の催告も要せず、直ちに契約を解約することができる。
① 駐車料金の支払いを 20 日以上怠ったとき
② 駐車敷地内に於いて乙の使用する車両が他の駐車車両を妨害し、又は人身事故を発生させたとき
③ 本契約に違背したとき
第 12 条 乙は前条による解約その他により本契約が終了したときは直ちに本件駐車場を甲に明渡さなければならない。
甲は如何なる事情があっても一度受領した駐車料の返還はしない。
第 13 条 乙はナンバー登録されている自走可能な車両以外、区画に対して適正なサイズの車両以外は駐車してはならない。
第 14 条 乙は保証金として 1 ヶ月分納める。これはこの契約が終了した時甲より返還されるが延滞賃借料又は第 4 条、第 5 条に該当する場合は、それを差し引いて返還するものとし、利息はつけないものとする。
第 15 条 乙はその責任に於いて自動車を駐車するものとし、甲及び管理者は隣接地よりの飛来物による損傷、火災、風水害、台風等の不可抗力による一切の損害についてはどのような責任も負わないものとする。
第 16 条 南側ブロック塀に運転操作を誤り激突した場合、約 8 m 下境川護岸敷に転落し、重大事故になる事を乙は承知する。

令和 3 年 / 月 / 日

【登録車両】

車両台数	/ 台
メーカー名	
車種名	
車両ナンバー	
駐車場区画番号	NO. 6

(甲)

(管理者・丙) 泉都土地建物株式会社
別府市荘園町 3-2
TEL 0977-22-0292

【荘園②パーキング 所在地】

別府市荘園町3組-2 (別府市大字南石垣字鶴見原1518番地17)

(乙)
氏名 原田たかし事務所
現住所 別府市荘園3-2
携帯番号 (原田孝司)
TEL 0977-25-0011
(勤務先名) 大分県議会
(TEL) 097-506-5088 (大分県議会県民11)

(乙・緊急連絡先)
(氏名) 原田孝司
(TEL)
(乙との関係) 事務所 代表者

整理番号 412

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証		No. 9832348
原田 孝司 様		2023年4月25日
金額	¥ 8 2 7	取入印紙 (振込)が用い し、但しクレジ トでお支払い の場合は不要)
但し	ファイル代	
(非課税) 円 として		
外税 10%対象	752 円	消費税等 75 円
内税 10%対象		円
※軽減税率 8%対象		円
AEON		10/1 (店番# 1869) にて領収致しました
株式会社ホームワイド日出 〒1170-1560 大分県大分郡日出町3886-8 TEL.0977-28-4077 FAX.0977-28-4066		現金券 カード 領収印
(注) 領収印及び領収印のなきもの、金額訂正をしたものは無効です		

事業名、用途及び内容等	文具代 (クリアファイル)
あん分による充当の場合	
あん分の率 ($\frac{1}{2}$)	
あん分による政務活動費の充当額 (413 円)	
一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費充当額 (円)	

整理番号

413

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年4月5日



原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

●通話サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆回線の
提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や聴覚二重障のある方との意思疎通を
手話等で仲介するサービス提供のため、日本全国電話リレーサービスに
支払われるものです。
●電話リレーサービス料の番号繰上げの改定について
電話リレーサービス料は、2023年4月～2024年1月ご利用分まで
1番号あたり月額1円となります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日(金融機関営業日)までに口座にご用意願います。

Table with account transfer details: 請求年月 (2023年4月), ご利用年月 (2023年3月), 口座振替日 (2023年4月25日), 口座振替額 (9,788円)

Table with charges: au 電話料金 (7,108円), au 機器代金/各種オプション品 (2,680円), うち消費税等 (527円)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年4月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を4月25日ご指定の口座から
振替させていただきました。

Table with receipt details: 請求コード (0527181564), 領収金額 (9,788円), うち消費税等 (527円), 金融機関名, 支店名, 口座番号



事業名、用途及び内容等

携帯電話使用料

請求額 9,788 円 - 対象外分 2,680 円 = 7,108 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1 / 2)

あん分による政務活動費の充当額 (3,554 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

414

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 RECEIPT FOR SERVICES

KDDI KDDI株式会社 7163-8003 東京都新宿区西新宿1-19-2 KDDビル

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 4月 5日



原田 孝司 様

お知らせ 重要なお知らせ

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
 - ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
 - ・留守リレーサービス料は、障害や高齢二階ありのある方との意思疎通を手助けするサービス提供のため、日本全国留守リレーサービスに支払われるものです。
 - 留守リレーサービス料の番号単位の改定について
留守リレーサービス料は、2023年4月～2024年1月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 3月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 4月 25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	5,788円

au電話料金	5,788円
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は、262円でした。)	526円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 4月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。右記KDDI料金を 4月 25日ご指定の口座から振替させていただきました。

ご請求コード REQUESTER CODE	4070430123
領収金額 AMOUNT RECEIVED	5,788円
うち消費税等 TAX	526円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

KDDI株式会社 7163-8003 東京都新宿区西新宿1-19-2 KDDビル

事業名、用途及び内容等

モバイルWi-Fiルーター使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,894 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

415

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

2023年4月6日

原田 孝司 様

¥ 10,000 円

但し、大分県地方自治研究センター2023年度会費として
上記正に領収いたしました。

大分県地方自治研究センター
理事長 中山 敬

事業名、用途及び内容等

大分県地方自治研究センター2023年度会費

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 416

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

原田 孝司 様

[別納引受]
区内特別基 (定) 30.5g
⑧84 1,653通 ¥138,852

小 計 ¥138,852

第一種定形 30.5g
⑨94 237通 ¥22,278

小 計 ¥22,278

郵便物引受合計通数 1,890通
課税計 (10%) ¥161,130
(内消費税等 ¥14,648)
非課税計 ¥0

△合計 ¥161,130
お預り金額 ¥161,130

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 4月27日 13:37
発行No. 230427A0308 端N84箱01
連絡先: 別府荘園郵便局
TEL: 0977-22-4968

事業名、使途及び内容等

議会報告 2023年春号 発送代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{93}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (149,850 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

417

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

10 05-04-27 290

*12,904円-710円

御請求明細書

請求年月	2023年4月	請求金額 (税込)	¥ 12,904
決済方法	振替		

ご利用サービス	ご利用期間	金額 (税込)
インターネット (200メガプラン光)	2023/04/01~2023/04/30	¥ 5,280
インターネット割引	2023/04/01~2023/04/30	¥ -1,100

事業名、用途及び内容等

インターネット使用料

インターネット (200メガプラン光) 5,280円 - インターネット割引 1,100円 = 4,180円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,090 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

大分県議会議長 殿

令和5年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 県民クラブ

議員名 原田孝司

政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (km)
1				平成26年2月	令和7年2月19日	22km/ℓ
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

注1 毎年度4月1日現在で作成すること。

2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。

なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。

3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン1ℓ当たりの概ねの走行距離(km)を記載すること。

整理番号

501

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 別府
料金所(至) 大分米良

23年 5月 8日
9時39分

通行料金 ￥780-
(ETC/クレジット)

車種 1

取扱番号
A22305-085533-385529

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

事業名、用途及び内容等

県長クラブの3名の議員とともに大分県教職員組合から
広域異動と教職員不足について話を聞くための高速代(往路のみ)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政策研究会の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政策研究会費充当額 (円)

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和5年 5月分】

日		目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
				目的地1	目的地2	目的地3			
1	県民クラブの県外視察調査について協議する	自宅	県庁（大分市大手町）			自宅	33 km		
2	県民クラブの県外視察調査について協議する	自宅	県庁（大分市大手町）			自宅	33 km		
8	県民クラブの議員3名とともに大分県教職員組合から広域異動と教職員の不足について話を聞く、別府市の公園の使い方について公園緑地課から話しを聞く、県民クラブの県外視察調査について協議する	自宅	大分県教育会館（大分市大字下郡）	県庁（大分市大手町）	別府市役所（別府市上野口町）	自宅	43 km	往路のみ高速道路を使用（別府～大分米良）	
10	県民クラブの県外視察調査について協議する	自宅	県庁（大分市大手町）			自宅	33 km		
11	県民クラブの総務企画会議に出席する	自宅	県庁（大分市大手町）			自宅	33 km		
16	県民クラブの県外視察調査について協議する	自宅	県庁（大分市大手町）			自宅	33 km		
17	県民クラブの県外視察調査について協議する	自宅	県庁（大分市大手町）			自宅	33 km		
							km		
							km		
計								241 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名
議員名

県民クラブ
原田孝司

領収書等の添付様式

整理番号 50Z

領収書その他の証拠書類の添付欄

電信送

振込金受取書 (振込手数料受取書)
振込金交付書 (振込手数料交付書)

お振込日 (年) 月 日 曜日 05 07 28 0
お振込日 (期) 年 月 日 0 4 4 5 2 7

手数料区分 後払
振込手数料 円 0 5 5 0

お振込先 支店 金額 258,500

預金種目 普通預金

フリガナ
あなまえ イソミ印刷(株) 代表取締役 吉岡 宏 様へ

フリガナ
あなまえ 原田 孝司 様 電話番
あところ

- お知らせ
- ・午後2時以降に受付した振込みは、当日中に届かない場合がございます。
 - ・やむをえない事由による通信機器、回線の障害などによって振込みが遅くなる場合がございますのでご了承ください。
 - ・お振込は、インターネットバンキングが便利です。ぜひご利用ください。

当行をご利用いただきましてありが



事業名、使途及び内容等

議会報告 2023年春号印刷代, 発送用封筒代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{93}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (240,916 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 503

領収書その他の証拠書類の添付欄

電信扱

振込金受取書 (兼振込手数料受取書)
振込受付書

ご依頼日 (和暦) 年 月 日 曜日 050508 日 0

お振込先 (和暦) 年 月 日 050509

手数料区分 振込手数料...円 納

お振込先 支店 金額 16,500円

お振込先 預金種目 イット ミイ ン カツ カ フ ン キ カ ド イ ン ヤ ヨ シ オ カ ヒ ロ ツ

お振込先 振込先名 いづみ印刷(株)代表取締役 吉岡 宏 様へ

ご依頼日 (和暦) 年 月 日 曜日 ハラ タ カ ン

お振込先 振込先名 原 田 孝 司 様 電話番番 か5

- お知らせ
- ・午後2時以降に受付した振込みは、当日中に届かない場合がございます。
 - ・やむをえない事由による通信機器、回線の障害などによって振込みが遅くなることがありますのでご了承ください。
 - ・お振込は、インターネットバンキングが便利です。ぜひご利用ください。

当行をご利用いただきましてありがとう

出納済

5. 5. 8

印 紙
以下の場合は印紙不要
①「領収金受取書」のとき
②込金+振込手数料
→5万円未満
③「振込受付書」のとき

事業名、用途及び内容等

政務活動用名刺印刷代

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

整理番号 504

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原田 孝司 様

金 額 4,760-

但し

品 名	数 量	単 価	金 額
ボールペンリフィル	10本	176	1,760
消費税込			

上記の通り領収致しました

令和 5年 5月 10日

大分市中央町一丁目4番15号

岩 尾 株 式 会 社

代表取締役 岩 尾 久 一

事務用品部 大分市吉ヶ鶴2丁目2-19 TEL097-551-8800番

FAX097-551-7876番

文 具 店 大分市中央町1丁目4番15号 TEL097-532-9056番

駅 前 店 大分市末広町1丁目1番24号 TEL097-532-4680番

事業名、使途及び内容等

文具代 (ボールペンリフィル)

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (880 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

505

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

14 05-05-10 | 200 *72,518

カードご利用代金明細書

2023年 5月 11日 現在 1/3

原田 孝司 様



ご利用のカード	
ご利用の店舗	
ご利用の金額	
ご利用の決済方法	ハブ* 決済
ご利用の日付	2023年5月10日(水)
ご利用の金額	72,518 円

品名	数量	単価	金額
ショッピング取組 (国内)			
2023/03/01 朝日新聞デジタル (朝日 決済)	500	100	500
◆◆今回のお支払金額税合計			72,518

事業名、用途及び内容等

デジタル出版物（朝日新聞デジタル）購入 500円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

506

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

|050516 |

| : 3925 |デンキデントウ05ツ|

電気料金ご入金実績

Web発行

2023年 6月 6日発行

ご入金実績は以下のとおりです。

ハラダ タカシ様

(お客さま番号 50-500-000-01-8972735-31)

2023年 5月分 (入金日 5月16日)

領収金額

3,925円

(うち消費税等相当額 356円)

領収金額には以下を含みます。

燃料費等調整額	-947円
再エネ賦課金	257円
口座振替割引額	-55円

(ご使用期間) 4月3日～4月30日

(ご使用量) 184kWh

(金 融 機 関)

** *****

<印刷してご利用されるお客さまへ>

領収内容を証明する点では、従来の領収証と代わりません。
 なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって要件を満たさない
 場合もございますので、予めご確認いただきますようお願い致します。
 ※領収データを画面表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、
 印刷課税文書には該当しません。

小売電気事業者登録番号A0275
九州電力株式会社
 (作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-8-2)

事業名、用途及び内容等

事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (1,962 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

507

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

050522 |

4837 | NTT電話



事業名、用途及び内容等

事務所固定電話使用料

$$4,837 \times \frac{30}{31} = 4,680 \quad (3/31 \text{ を除外})$$

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,340 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

508

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

18 05-05-25 200
19 05-05-25 200

*47,100円(セトトテ元)
*220定額振込手数料



事業名、使途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (23,660 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

509

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 5月 3日

原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

- 通話サービス契約のお客さまへのご案内
- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や聴覚・聴覚が低い方との意思疎通を携帯電話で仲介するサービス提供のため、日本全国電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号範囲の決定について
- 電話リレーサービス料は、2023年4月～2024年1月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日（金融機関休業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 5月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 4月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 5月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	9,855円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****

ご請求コード	0527181564
a u 電話料金	7,175円
a u 機器代金/各種オプション品	2,680円
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は5,333円でした。)	533円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 5月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 5月 25日ご指定の口座から
振替させていただきます。

ご請求コード CUSTOMER CODE	0527181564
領収金額 AMOUNT RECEIVED	9,855円
うち消費税等 TAX	533円



金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

事業名、用途及び内容等

携帯電話使用料

請求額 9,855 円 ー対象外分 2,680 円 = 7,175 円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (3,587 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

510

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿4丁目2番1号 KDDIビル

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 5月 3日



原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

- 通話サービスご契約のお客さまへのご案内
- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国に掛ける加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や発音に障害のある方との意思疎通を手段等で仲介するサービス提供のため、日本全国電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号繰上の改定について
電話リレーサービス料は、2023年4月～2024年1月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日(金融機関営業日)までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 5月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 4月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 5月 25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	5,789円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****

n u 電話料金	5,789円
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は5,263円でした。)	526円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 5月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 5月 25日ご指定の口座から振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	4070430123
領収金額 AMOUNT RECEIVED	5,789円
うち消費税等 TAX	526円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿4丁目2番1号 KDDIビル

事業名、用途及び内容等

モバイルWi-Fiルーター使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,894 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 511

領収書その他の証拠書類の添付欄

2023-05-29 200

*8,873ケーブテレビ



御請求明細書

請求年月	2023年5月	請求金額 (税込)	¥ 8,873
決済方法	振替		

ご利用サービス	ご利用期間	金額 (税込)
[Redacted]		
インターネット (200メガプラン光)	2023/05/01~2023/05/31	¥ 5,280
[Redacted]		
インターネット割引	2023/05/01~2023/05/31	¥ -1,100
[Redacted]		

事業名、用途及び内容等

インターネット使用料

インターネット (200メガプラン光) 5,280円 - インターネット割引 1,100円 = 4,180円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,090 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ
 議員名 原田孝司



【令和5年 6月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	支出項目別)							領収書番号	備考				
					調査研究費	研修費	広報広報費	委託旅費等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費			事務所費	事務費	人件費	その他
	前月繰越		0	△ 213,810													
1	控室PC、ウイルス対策ソフト		226,322	△ 440,132										226,322			601
12	デジタル出版物(朝日新聞デジタル)購入		500	△ 440,632				500									602
12	控室PC用一太郎ソフト		43,989	△ 484,621										43,989			603
13	事務所電気代		1,100	△ 485,721								1,100					604
15	概算委託料	200,000	0	△ 285,721													
16	記録保存用USBメモリ		856	△ 286,577										856			605
26	事務所家賃・水道代		23,660	△ 310,237									23,660				606
26	携帯電話使用料		3,543	△ 313,780										3,543			607
26	モバイルWi-Fiルーター使用料		2,894	△ 316,674										2,894			608
27	インターネット使用料		2,090	△ 318,764										2,090			609
			0	△ 318,764													
			0	△ 318,764													
			0	△ 318,764													
			0	△ 318,764													
	計	200,000	304,954	△ 318,764	0	0	0	0	0	0	500	24,760	279,694	0	0		

整理番号 601

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. E 0547789	
原田 孝斗 様		お支払の内訳	
金額	7,263.22	現金	7,263.22
	(内消費税 ¥ 205.52)	カード	
但	1/24 11 として	電子マネー コード決済	
	※印は軽減税率対象商品	デビット	
入金日	2023年6月1日	商品券	
内 訳	10%対象 ¥ 5,970.00 (内消費税 ¥ 597.00)	ショッピング クレジット	
	8%対象 ¥	その他	
	非課税他 ¥		
受注日	2023年6月1日		
伝票番号	0547789		
群馬県高崎市栄町1-1			
株式会社ヤマダデンキ			
登録番号:T2070001036729			
(注)本証に社印及び取扱者印の無いもの又は金額を訂正したものは無効です。			

事業名、用途及び内容等

控室用PC・ウイルス対策ソフト

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

602

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

05-06-12 200

*19,885

カードご利用代金明細書

2023年12月25日現在 1/3

原田 孝司 様



カード番号	
有効期限	
発行会社	

2023年8月12日(月)	
19,885 円	

原田 孝司 様	
マシヨッピング取組(国内)	500 円
2023/04/01 朝日新聞デジタル(朝日(口決済))	500
◆◆今回のお支払金額合計 19,885	

事業名、用途及び内容等

デジタル出版物(朝日新聞デジタル)購入 500円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 603

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

ケースデンキ 楽天市場店

2023年 6月12日(月)

17時30分

様

金額 ￥43,989

(内消費税等 ￥3,999)

税率別内訳 / 課税対象額 10% ￥43,989

(内消費税額 ￥3,999)

但し、お品代として

上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

Web決済 楽天i*イト利用 ￥43,989

(内消費税等 ￥3,999)

【お問い合わせ先】

ケースデンキ オンラインショップ

電話番号029-265-1170

登録番号:T6050001000897

ケースデンキ水戸内原web倉庫

電話番号 029-259-0090

販売担当者048372

店コード 2200001111271

売上伝票番号 2310002007456

Web受注番号 A72023061200588A

楽天注文ID:-20230612-0577731146

事業名、使途及び内容等

控室 PC 用 一太郎ソフト

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

604

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

050613

2200 | デンキデントウ06ツ |

電気料金ご入金実績

Web発行

2023年12月25日発行

ご入金実績は以下のとおりです。

ハラダ タカシ様

(お客様番号 50-500-000-01-8972735-31)

2023年 6月分 (入金日 6月13日)

領収金額

2,200円

(うち消費税等相当額 200円)

領収金額には以下を含みます。

燃料費等調整額	-464円
再エネ賦課金	126円
口座振替割引額	-55円

(ご使用期間) 5月1日～5月31日

(ご使用量) 90kWh

(金融機関) XXXXXXXXXX

** *****

<印刷してご利用されるお客様へ>

領収内容を証明するという点では、従来の領収証と代わりません。
 なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって要件を満たさない
 場合もございますので、予めご確認くださいませようお願いします。
 ※領収データを画面表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、
 印刷課税文書には該当しません。

小売電気事業者登録番号A0275
九州電力株式会社
 (作成地: 福岡市中央区磯辺通2丁目1-82)

事業名、用途及び内容等

事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (1,100 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	605	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		

発行日:2023年06月16日

領収書

管理No.0321-406-0006965

伝票No.0321-406-151536

原田孝司 様

¥1,713 (内消費税 ¥155)

但しUSBメモリ 代として。

支払内訳	現金	¥1,713	10%対象	¥1,713(内消費税	¥155)
------	----	--------	-------	-------------	-------

上記の金額正に領収いたしました。

印紙税申告納
付につき高
務署承認済

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号：T2070001036729

※印刷面を内側に折って保管願います。

B0321406151536B

715284018 RUF3K32GBBL
ワックス用 1:持帰 外10

余額引込額(5%)
715284012 RUF3K32GBBL
ワックス用 1:持帰 外10

余額引込額(5%)
9106108017 カイホ
ワーキング 1:持帰 外10

マックスランド別府駅前店

事業名、使途及び内容等	
-------------	--

記録保存用 USBメモリ

あん分による充当の場合	
-------------	--

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (856 円)

一部のみ打切り充当した場合	
---------------	--

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

606

領収書その他の証拠書類の添付欄

1105-06-26 200
1205-06-26 200

*47,100円(税込) (印字済)
*220定額振込手数料



事業名、用途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (23,660 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

607

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI株式会社

<登録番号>

T9011101931552

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 6月 3日

原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
 - ・ユニバーサルサービス料は、日本全国に於ける加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
 - ・電話リレーサービス料は、聴覚や発音に障りのある方との意思疎通を手段等で仲介するサービス提供のため、日本全国電話リレーサービスに支払われるものです。
- ご登録住所に変更はございませんか？
KDDIからの重要なお知らせや請求書などを適切にお届けするため、お引越しなどご住所の変更となる際には、お早めに住所変更のお手続きをお願いいたします。
お手続きは「au住所変更」「UQモバイル住所変更」で検索をお願いします。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 6月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 5月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 6月26日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	9,767円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****

au電話料金	7,087円
au機器代金/その他商品代金	2,680円
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は5,253円でした。)	525円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 6月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 6月 26日ご指定の口座から振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE 0527181564

領収金額 AMOUNT RECEIVED 9,767円

うち消費税等 TAX 525円

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿1丁目12番地KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****

支店名 BRANCH *****

口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

事業名、用途及び内容等

携帯電話使用料

請求額 9,767円 - 対象外分 2,680円 = 7,087円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (3,543円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 608

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI株式会社

<登録番号>

T9011101031552

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 6月 3日



原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

- 通話サービスご契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
・電話リレーサービス料は、障害や障害一時的のある方との意思疎通を手段等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- ご登録住所に変更はございませんか？
KDDIからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、お引越などご住所が変更となる際は、お早めにご住所変更のお手続きをお願いします。
お手続きは「au住所変更」「UQモバイル住所変更」で検索をお願いします。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関休業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 6月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 5月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 6月26日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	5,789円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****

au 電話料金	5,789円
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は5,263円でした。)	526円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 6月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 6月 26日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	4070430123
領収金額 AMOUNT RECEIVED	5,789円
うち消費税等 TAX	526円

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿1丁目1番2号KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

事業名、用途及び内容等

モバイルWi-Fiルーター一使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,894 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

609

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

05-06-27 200

*12,861ケ-7"ルレヒ"



御請求明細書

請求年月	2023年6月	請求金額 (税込)	¥ 12,861
決済方法	振替		

ご利用サービス	ご利用期間	金額 (税込)
インターネット (200メガプラン光)	2023/06/01~2023/06/30	¥ 5,280
インターネット割引	2023/06/01~2023/06/30	¥ -1,100

事業名、使途及び内容等

インターネット使用料

インターネット (200メガプラン光) 5,280円 - インターネット割引 1,100円 = 4,180円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,090 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 701

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

24 05-07-10 200 ¥99,896

カードご利用代金明細書

2023年12月25日現在 1/3

原田 幸司 様



氏名	
住所	
支店	
取引口座番号	
口座名義	559 986
発行日	2023年7月10日(月)
発行会社	朝日新聞デジタル株式会社
金額	99,896 円

年月日	取引内容	金額	残高
2023/05/01	朝日新聞デジタル【朝日ID決済】	500 円	500 円
◆◆今回のお支払金額合計		99,896	

事業名、使途及び内容等

デジタル出版物 (朝日新聞デジタル) 購入 500円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 702

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

050713

2359 | デンキデントウ07ツ |

電気料金ご入金実績

Web発行

2023年12月25日発行

ご入金実績は以下のとおりです。

ハラダ タカシ様

(お客様番号 50-500-000-01-8972735-31)

2023年 7月分 (入金日 7月13日)

領収金額	2,359円	(うち消費税等相当額 214円)
------	--------	------------------

領収金額には以下を含みます。

燃料費等調整額	-521円
再エネ賦課金	141円
口座振替割引額	-55円

(ご使用期間) 6月1日～7月2日

(ご使用量) 101kWh

(金融機関)

** *****

<印刷してご利用されるお客様へ>

領収内容を証明するという点では、従来の領収証と代わりません。
 なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって要件を満たさない場合もございますので、予めご確認いただきますようお願い致します。
 ※領収データを画面表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、印刷誤り文書には該当しません。

小売電気事業者登録番号A0275
九州電力株式会社
 (作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-8-2)

事業名、用途及び内容等

事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (1,179 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

703

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書 原田孝弘 様
 Receipt
 領収年月日 2023.-7.24
 金額 ￥10,130
 上記金額確かに領収いたしました
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (60447.5枚)
 九州旅客鉄道株式会社
 別府駅
 別府駅-R発行 00448-01

印紙税申告納
 付につき博多
 税務署承認済

事業名、使途及び内容等

県外視察調査のためのJR料金

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 () 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円

政務活動費（県外・海外）調査研究報告書会派名 県民クラブ

日 程	令和 5年 7月 30日（日）
場 所	福岡市中央区大名大分県福岡事務所、大分県拠点施設「dot.」
相手方	大分県福岡事務所（所長） 大分県拠点施設「dot.」（職員）
参加議員 氏 名	原田孝司、高橋肇、御手洗朋宏、吉村尚久
目的・内容 ・成果等	<p>目的</p> <p>○大分県において、少子化とともに、若者の県外への流出により人口減少が進んでいる中で、U I Jターンなどにより移住定住を促進するため取り組んでいる事業についての効果を検証するために。</p> <p>内容</p> <p>○大分県福岡事務所の取り組みや大分県へのU I Jターンの状況</p> <ul style="list-style-type: none">・職員は 10 名体制・情報発信や県産品の販路の拡大などの取り組み・今年度の学生において、福岡県から大分県へのUターンは268名・昨年度の大分県への移住者1508名のうち、福岡県からは460名 <p>○dot.の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">・「dot.」は共同事業体「大名MEET」が管理運営をしており、コーヒー等の飲料を提供するカフェスペースや企業と学生等の交流イベントや相談を行う交流スペースがある。・来客者数は、1日平均87人。（うちカフェ73人、交流スペース等14人）・法人会員（169社）については事業所内において、情報案内や施設内動画PRなどの特典がある。・個人会員は約4400人で（うち、661人が大分県出身）、1日平均5人の新規会員がある。・令和4年度の相談件数は169件。dot.を介した大分県内での就職者数は47人。・利用者の声としては、「成長できる自分を感じる」「意識変容につながった」など総じて好評である。・市町村の活用事例として、姫島村の「ITアイランド構想交流イベ

	<p>ント」中津市の「市内企業マッチングイベント」などがある。</p> <p>成果</p> <p>○大分県へのU I Jターン、移住・定住、交流人口や関係人口の増をめざして県はもちろんだが、県内各市町村においても取り組みが進められているが、効果的に人口増につながることはなっていない。</p> <p>しかし、今後の大分県を考えると、福岡、大阪、東京などへの大都市圏に一旦は出ても、帰ってこられるようにするためには、いかに働きやすい（特に女性）企業の立地や誘致を進めるかがカギを握っていると思われる。例えば令和4年度、福岡県で学ぶ大分県出身学生4200名のうち女性が2052名であり、約半数いる。この女子大生などをいかに大分県に戻ってこられる環境を作るかが問われている。</p> <p>そのためにも dot.のような拠点施設は非常に効果があると考えます。大分県、各市町村の、より魅力を発信することができる今後の取り組みを期待したい。</p>
--	---

※ 海外の場合、行程表、詳細報告等を添付すること。

※ 調査研究、要請陳情活動等を行った場合に作成し、添付すること。

領収書等の添付様式

整理番号

704

領収書その他の証拠書類の添付欄

⑥ 05-07-25 200
 ⑦ 05-07-25 200

*47,100円のセト付券
 *220定額振込手数料



事業名、使途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (23,660 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 705

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI株式会社 <登録番号>
1193-8003 東京都新宿区西新宿1-1-1 KDDIビル T9011101031552

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 7月 5日



原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
 ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
 ・電話リレーサービス料は、聴覚や発音に障がいのある方との意思疎通を手軽に仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
 ●インボイス（消費税請求書）制度への対応について
 2023年10月から開始するインボイス制度に伴い、2023年9月に請求分よりインボイス発行事対応した「消費税請求書」を発行します。消費税の表示などが変わります。一部料金は消費税請求書の発行方法が異なります。詳細は以下URLよりご確認ください。
<http://kddi-l.jp/RAS>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 7月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 6月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 7月 25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	8,420円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****

ご利用料金

au 電話料金	5,740円
au 機器代金/その他商品代金	2,680円
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は、2,197円でした。)	521円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 7月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 右記KDDI料金を 7月 25日ご指定の口座から
 振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	0527181564
領収金額 AMOUNT RECEIVED	8,420円
うち消費税等 TAX	521円

KDDI株式会社
1193-8003 東京都新宿区西新宿1-1-1 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

事業名、用途及び内容等

携帯電話使用料

請求額 8,420円 - 対象外分 2,680円 = 5,740円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,870円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

706

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI株式会社

<登録番号>

〒163-8003 東京都新宿区西新宿1丁目1番1号 KDDIビル T9011101031552

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 7月 5日

原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

●通話サービス契約のお客さまへのご案内
・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に次社分されるものです。
・電話リレーサービス料は、聴覚や発音に障りのある方との意思疎通を手段等で仲介するサービス提供のため、日本全国電話リレーサービスに支払われるものです。
●インボイス（適格請求）制度への対応について
2023年10月から開始するインボイス制度に伴い、2023年9月ご請求分よりインボイス制度に準じた「適格請求」を発行します。
消費税の表示などが異なります。一部項目が適格請求書の発行方法が異なります。詳細は以下URLよりご確認ください。
<http://kddi-l.jp/RAS>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関休業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 7月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 6月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 7月 25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	5,789円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****

口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	5,789円
うち消費税等 10%対象 (課税対象額は5,263円でした。)	526円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 7月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 7月 25日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	4070430123
領収金額 AMOUNT RECEIVED	5,789円
うち消費税等 TAX	526円

KDDI株式会社

〒163-8003 東京都新宿区西新宿1丁目1番1号 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

事業名、使途及び内容等

モバイルWi-Fiルーター使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,894 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号 707

領収書その他の証拠書類の添付欄

9 05-07-27 200

*8,821円-消費税



御請求明細書

請求年月	2023年7月	請求金額 (税込)	¥ 8,821
決済方法	振替		

ご利用サービス	ご利用期間	金額 (税込)
インターネット (200メガプラン光)	2023/07/01~2023/07/31	¥ 5,280
インターネット割引	2023/07/01~2023/07/31	¥ -1,100

事業名、用途及び内容等

インターネット使用料

インターネット (200メガプラン光) 5,280円 - インターネット割引 1,100円 = 4,180円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,090 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ
議員名 原田孝司

【令和5年 8月分】

日	摘要	収入額	支出額	残額	内訳(使用項目別)										領収書 番号	備考		
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	△ 162,087														
3	平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議おいた年会費		4,000	△ 166,087	4,000												801	
4	プリンターインク代		2,774	△ 168,861										2,774			802	
10	デジタル出版物(朝日新聞デジタル)購入		500	△ 169,361							500						803	
10	事務所電気代		1,274	△ 170,635								1,274					804	
14	議会報告2023年夏号発送代		140,180	△ 310,815				140,180									805	
15	概算委託料	200,000	0	△ 110,815														
15	政務活動等事務補助員給与		15,000	△ 125,815											15,000		806	
16	議会報告2023年夏号発送代		3,688	△ 129,503				3,688									807	
17	文具代(文書保存用インクジェットス)		638	△ 130,141										638			808	
18	プリンターインク代		1,387	△ 131,528										1,387			809	
25	事務所家賃・水道代		23,660	△ 155,188								23,660					810	
25	携帯電話使用料		2,870	△ 158,058										2,870			811	
25	モバイルWi-Fiルーター使用料		2,894	△ 160,952										2,894			812	
28	インターネット使用料		2,090	△ 163,042										2,090			813	
			0	△ 163,042														
			0	△ 163,042														
			0	△ 163,042														
			0	△ 163,042														
	月計	200,000	200,955	△ 163,042	4,000	0	0	143,868	0	0	0	24,934	12,653	15,000	0			

整理番号 801

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

原 田 孝 司 様

金額 4,000円

但、平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議おおいた年会費として
上記正に領収いたしました

2023年 8月 3日

平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議おおい

代表 玉田輝義

事業名、使途及び内容等

平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議おおいた
年会費

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

805

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

05-08-10 200 *29,937



カードご利用代金明細書

2023年12月25日現在 1/3

原田 幸司 様



氏名	[Redacted]
住所	[Redacted]
電話番号	[Redacted]
カード番号	0000 0000 0000 0000
有効期限	2023年8月10日(木)
決済金額	29,937 円

取引日	取引内容	金額	残高
2023/06/01	ショッピング取組(国内) ▶ 朝日新聞デジタル【朝日ID決済】	500	500
◆◆今回のお支払金額合計		29,937	

事業名、用途及び内容等

デジタル出版物（朝日新聞デジタル）購入 500円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

804

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

050810

2548 | デンキデントウ08ツ



電気料金ご入金実績

Web発行

2023年12月25日発行

ご入金実績は以下のとおりです。

ハラダ タカシ様

(お客さま番号 50-500-000-01-8972735-31)

2023年 8月分 (入金日 8月10日)

領収金額

2,548円

(うち消費税等相当額 231円)

領収金額には以下を含みます。

燃料費等調整額	-588円
再エネ賦課金	169円
口座振替割引額	-55円

(ご使用期間) 7月3日～7月31日
(金融機関)

(ご使用量) 114kWh

** *****

<印刷してご利用されるお客さまへ>

領収内容を証明するという点では、従来の領収証と代わりません。
なお、公共機関等へご提出される場合は、ご提出機関によって要件を満たさない場合もございますので、予めご確認くださいませようをお願い致します。
※領収データを画面表示したものであるため、印刷してご利用された場合でも、印刷課税文書には該当しません。

小売電気事業者登録番号A0276
九州電力株式会社
(所在地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

事業名、用途及び内容等

事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (1,274円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

805

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

原田 孝司 様

[別納引受]
区内特別基 (定) 30.0g
@84 1,556通 ¥130,704

小計 ¥130,704

第一種定形 30.0g
@94 196通 ¥18,424

小計 ¥18,424

郵便物引受合計通数 1,752通
課税計(10%) ¥149,128
(内消費税等 ¥13,557)
非課税計 ¥0

合計 ¥149,128

お預り金額 ¥149,130

おつり ¥2

印紙税申告納

付につき廻町

税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2023年 8月14日 14:31
発行No. 230814A2844 端N84箱01
連絡先：別府荘園郵便局
TEL:0977-22-4968

事業名、用途及び内容等

議会報告 2023年夏号発送代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{94}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (140,180 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 806

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払明細書

2023年 8月

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	手当計	
[REDACTED]	5	30,000	0	0	0	30,000

控除					控除計	差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	その他()		
0	0	0	0	0	0	30,000

支払日	受領印	別府市荘園町3組の2
2023年8月15日	[REDACTED]	原田たかし事務所

事業名、使途及び内容等

政務活動等事務補助員給与

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)
 あん分による政務活動費の充当額 (15,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

雇用契約書

氏名	██████████	生年月日	██████████
住所	██████████		
連絡先	██████████	緊急時連絡先	██████████

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	2023年 4月 1日 ~ 2024年 3月 31日
就業場所	別府市荘園町3組の2 原田たかし事務所
業務内容	政務活動等事務補助
就業時間	午前10時00分から午後3時00分まで
休日	月末に、協議の上、翌月の勤務日を設定する
給与(賃金)	日給6,000円で勤務日数に応じた支払いとする
給与支払方法	当月の最終勤務日に現金で支払う

契約書は2通作成し、双方が各1通が保有する。

2023年 4月 1日

雇用者 会派名 県民クラブ
議員名 原田孝司

被雇用者 氏名

██████████



整理番号 807

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

原田孝正 様

[証紙切手引受]		
ゆうパック	60*17	
637495171795 7874-0840	¥810	
割引		-¥180
(内訳)		
持込	0120	-¥120
同一あて先	060	-¥60
小計		¥630
第一種定形	15.0g	
084 1通	¥84	
小計		¥84
第一種定形外(規格内)	171.0g	
0250 1通	¥250	
小計		¥250
[販売]		
レターパックライト(370円)		
370円 8枚	¥2,960	
小計		¥2,960
郵便物引受合計通数	2通	
ゆうパック引受合計個数	1個	
課税計(10%)	¥964	
(内消費税等)	¥87)	
非課税計	¥2,960	
合計		¥3,924
お預り金額		¥4,000
おつり		¥76

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2023年8月16日 16:19
 発行No. 23081626623 端N84箱01
 連絡先：別府荘園郵便局
 TEL:0977-22-4968

事業名、使途及び内容等

議会報告 2023年夏号発送代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{94}{100}$)

あん分による政務活動費の充当額 (3,688 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 808

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

原田孝司 様

金 額	¥ 1,276-
-----	----------

但し

品 名	数量	単 価	金 額
インデックス代	2冊		1,276
消費税込			

上記の通り領収致しました
令和 5 年 8 月 17 日

大分市中央町一丁目4番15号

岩 尾 株 式 会 社
代表取締役 岩 尾 久 一

事務用品部 大分市吉ヶ鶴2丁目2-19 TEL097-551-8800番
FAX097-551-7876番
文具店 大分市中央町1丁目4番15号 TEL097-532-9056番
駅前店 大分市末広町1丁目1番24号 TEL097-532-4680番

事業名、使途及び内容等

文具代（文書保存用インデックス）

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (638 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号 809

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

発行日:2023年08月18日

領収書

管理No.0321-406-0007122
伝票No.0321-406-154617

原田 孝弘 様

¥2,774 (内消費税 ¥252)

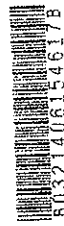
但し、プリンターインク 代として。

上記の金額正に領収いたしました。

支払内訳
現金 ¥2,774 10%対象 ¥2,774(内消費税 ¥252)

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:T2070001036729

印紙税申告納
付(り)き高崎
税務署承認済



4190353014 10080L 80
1:持帰 外10 ¥1,328
503214061546175
4190353018 101080L 80
1:持帰 外10 ¥1,328
503214061546175
4190353017 101080L 77Z
1:持帰 外10 ¥0

※印刷面を内側に折って保管願います。

※ 印紙税申告納済

事業名、用途及び内容等

プリンターインク代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (1,387 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

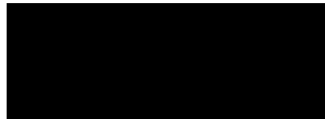
領収書等の添付様式

整理番号

810

領収書その他の証拠書類の添付欄

05-08-25 200 *47,100円のセトチケ
 05-08-25 200 *220定額振込手数料



事業名、用途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (23,660 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

811

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI株式会社

<登録番号>

T9011101031552

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 8月 3日



原田 孝司 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や聴覚二重かきのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- インボイス（贈付請求書）創設への対応について
- 2023年10月から開始するインボイス創設に伴い、2023年9月ご請求分よりインボイス創設に対応した「贈付請求書」を発行します。
- 消費税の表示などが変わります。一部料金が贈付請求書の掲げ方が異なります。詳細は以下URLよりご確認ください。
- <http://kddi-l.jp/RAS>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）まで口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 8月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 7月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 8月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	5,740円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****

α U 電話料金	5,740円
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は5,219円でした。)	521円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 8月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 8月 25日ご指定の口座から振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	0527181564
領収金額 AMOUNT RECEIVED	5,740円
うち消費税等 TAX	521円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿1丁目13番1号 KDDIビル

事業名、用途及び内容等

携帯電話使用料

請求額 5,740 円 - 対象外分 0 円 = 5,740 円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,870 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

812

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



KDDI株式会社 登録番号 T9011101031562

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 8月 3日



お知らせ INFORMATION

- 通話サービスご契約のお客さまへのご案内
 ・インターネットサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
 ・電話リレーサービス料は、障害や聴覚に障がいのある方との意思疎通を手段等で特介するサービス提供のため、日本全国電話リレーサービスに支払われるものです。
- インボイス（適格請求書）制度への対応について
 2023年10月から開始するインボイス制度に伴い、2023年9月ご請求分よりインボイスを発行対応した「適格請求書」を発行します。請求書の表示などが変わります。一部料金や請求書の請求方法が異なります。詳細は以下URLよりご確認ください。
<http://kddi-1.jp/RAS>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関休業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 8月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 7月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 8月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	5,789円
金融機関名	

口座振替額	5,789円
au 電話料金	526円
※うち消費税等 10%対象 (課税対象額は5,263円でした。)	

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 8月ご請求分

原田 孝司 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 右記KDDI料金を 8月 25日ご指定の口座から振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	4070430123
領収金額 AMOUNT RECEIVED	5,789円
うち消費税等 TAX	526円

KDDI株式会社
 〒163-8903 東京都新宿区西新宿1丁目1番地 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

事業名、用途及び内容等

モバイルWi-Fiルーター使用料

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,894 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

813

領収書その他の証拠書類の添付欄

24 05-08-28 200

*12,887ケーブテレビ

御請求明細書

請求年月	2023年8月	請求金額 (税込)	¥ 12,887
決済方法	振替		

ご利用サービス	ご利用期間	金額 (税込)
インターネット (200メガプラン光)	2023/08/01~2023/08/31	¥ 5,280
インターネット割引	2023/08/01~2023/08/31	¥ -1,100

事業名、使途及び内容等

インターネット使用料

インターネット (200メガプラン光) 5,280円 - インターネット割引 1,100円 = 4,180円

あん分による充当の場合

あん分の率 ($\frac{1}{2}$)

あん分による政務活動費の充当額 (2,090 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)